

## 第8回 北広島市外部評価委員会 会議録

日時：平成21年10月9日（金）

午前9時～11時25分

会場：本庁舎（2階）会議室

- 出席委員 麻生敏子 天羽 浩 小松直之 澤井將美 村川 亘
- 事務局 企画財政部 高橋部長  
改革推進課 高秀課長 西澤主査 川口主査  
財政課 中屋課長

### 1 開会

2 委員長あいさつ 只今から、第8回外部評価委員会を開催します。

### 3 議事

#### (1) 評価（案）の検討について

最初に第6回委員会で検討した評価案の修正（2件）について確認し、続いて第7回委員会でのヒアリングによる評価案について、一件ずつ確認した。

ア 事務事業評価の訂正について

（ア）麻しん風しん混合（MR）ワクチン（保健福祉部 健康推進課）

（イ）学童クラブ運営事業（保健福祉部 児童家庭課）

（事務局）公表した場合に、市民等から誤解をされやすい表現なので、訂正したいという内容であります。

（委員長）既に各担当委員との打合せは終わっているのですか。

（事務局）はい、そうです。

（委員長）誤解を招かないように表現を改めたということで、主旨が変わっている訳ではありませんので、今後の方向性をこのように訂正することとします。

（全委員了承）

イ 乳幼児医療費助成金（市民部 市民課）

（委員長）4行目の「周辺他市と比べても最先端の内容になっている。」とありますが、最先端とは言いすぎかなと思い、「先端に行く」、「先端のグループにある」と改めてください。

その他ご意見等ありますか。

なければ、この評価、意見等で行きたいと思います。

（全委員了承）

ウ 電動生ごみ処理機購入助成金（環境部 廃棄物対策課）

（委員 A）効果としては、生ゴミ削減の全体に占める割合は、1%位の効果しかなく、リサイクル意識の高揚についても具体的な効果は不明であるということでした。したがって、効果性についての「広く市民にいきわたり」のところでは全体の1%位の効果しかなく、台数も100台程度と言うことなので、「広く行きわたり」には該当しない。

このため、23年度に見直しをするということにしました。

（委員長）今回は「継続」にするがこれ本来であればどうなのか、非常に疑問符が付いた。そうしますと、下から4行目ですが、「再検討することが望まれる」ではなく、むしろ「再検討する必要がある」と改めた方が意味が通じるのではないかと。

（委員 A）それでも構いません。

（委員長）市の方も23年度までには検討する様なニュアンスで話していましたから、「再検討する必要がある」といいのではないかと。

それでは、この様な内容で評価案を作成することにしたいと思います。

（全委員了承）

(2) 本日の補助金等のヒアリング

ア 心身障がい児・者通所施設運営費補助金（保健福祉部 福祉課）

■説明：三上部長・木下課長・奥山主査

イ ミニディサービス支援事業補助金（保健福祉部 高齢者支援課）

■説明：三上部長・内山課長・中村主査

ウ 幼稚園就園奨励費補助金（保健福祉部 児童家庭課）

■説明：岩泉理事・小野澤主任

(3) 第7回 外部評価委員会「会議録」の確認及び承認について

会議録について、一部語句の訂正をすることとした。

(4) 第11回の委員会日程について

第11回目については、11月26日（木）の午後3時からの開催とした。

(5) その他

4 閉会（11：25）

## 本日の補助金等ヒアリングから

### ア 心身障がい児・者通所施設運営費補助金（保健福祉部 福祉課）

（委員 B）開故事業の参加数はボランティアではなく、障がい児の数か。

（担当課）障がい者の参加人数です。他にボランティアスタッフや施設の職員が入った合計も記載している。

（委員長）当市でこのような施設を利用するであろう対象者数はどれくらいか。

（担当課）平成20年度で身体障がい者と知的障がい者を合わせて2,741人です。

（委員長）2,741人のうち、実際に利用しているのはどれくらいか。

（担当課）送迎事業ですと、生活介護と自立訓練が対象になりますが、平成20年度の登録者は42名です。

（委員長）42人登録しているが、実際に利用しているのは、毎日23人位ということか。

（担当課）そうです。

（委員長）該当する人は2,700人位いて、実際に利用する人が少ないのは、どうしてなのか。

（担当課）2,700人は、あくまでも障がい者の数であり、入所している人もいるし、就労支援などのサービスで事業所に通っている人など様々なサービスを受けている。このサービスを利用するため登録されている人が42人ということです。また、利用者は、比較的知的障がい者が多くなっている。

（委員 A）1日当たりの利用者の平均が28人位ですが、知的障がいの395人のうち28人位が利用しているのですか。大体1割弱ですか。

（担当課）知的障がいで入所されている人もかなりいます。対象となっているのは、家庭にいる人、グループホームなど地域で生活されている人です。

（委員 A）多くの人は入所しているのか。

（担当課）そうです。

（委員長）入所者に対する補助は何かあるのか。

（担当課）自立支援法の中で、報酬単価が設定されており、入所施設に支給されている。自立支援法の趣旨が「地域で暮らす」ということなので、自宅などから通所する人のサービスを充実することになっている。

（委員 C）補助金の算定ですが、送迎事業と施設開放をきちっと精査した中で算定しているのか。何か基準はあるのか。

（担当課）送迎事業については、バス運転手の人件費、車両の維持管理費、燃料費が対象経費になっている。

（委員 C）対象経費の中で実際の補助額はどのように計算しているのか。

（担当課）人件費については1名分。市の単価6,800円を用い、月20日、12か月分の2/3を補助している。維持管理費、燃料費については、基本的に経費全てを補助している。

施設開放事業については、郵便料、保険料、ボランティアの交通費、施設の入館料等に対して補助している。

（委員 C）自己資金1,616千円を出しているが、この自己資金はどのような資金か。

（担当課）社会福祉法人であることから、自立支援法に基づく事業やその他収益事業を行っている。会計全体の中で調整し、これらの事業に支出している。

（委員長）送迎する場合、別に負担金をとるケースはあるのか。

（担当課）もしこの補助がなく、保護者が送迎できなければ、地域生活支援事業の移動支援事業などを利用することになる。このほか、ヘルパーを利用する可能性もあり、保護者が負担

することになる。

(委員長) この補助制度を利用しないで、今のようなサービスを利用することはあるのか。

(担当課) 例えば就労継続など他のサービスを利用する場合、地域生活支援事業のサービスを利用することになる。

(委員 B) 開放事業の参加者数は全体的に少ない感じがするが、外出行事になると増えている。

(担当課) 夏休み教室、冬休み教室、青年教室があり、青年教室で外出事業のウエイトが高くなっている。夏休み、冬休み教室は利用者が減っており、青年教室の利用者が増加している。このため、外出行事の数字が高くなっている。平成 20 年度については、夏の青年教室で 10 名程度のキャンセル待ちがあり、希望しても参加できなかった状況がある。21 年度も同じ事業を実施しているが、ある程度柔軟性をもたせて夏・冬休み教室の方が少なかった場合に残りの枠を青年の方にもっていきたいということで法人とも調整をしている。

(委員長) 30~40 代の方が応募してくるのですか。

(担当課) 30~40 代の方が増加するということは、保護者の方も 60~70 代ということになり、在宅で見られなくなるということで、今後いろいろと考えていかなければならないと思っている。

#### ○ 方向性の確認 ~ ヒアリング後の協議

- ・開放事業に対して、障がい児よりも障がい者が多いため、枠を組み替えることが必要だ。
- ・開放事業の内容をもっとバラエティにしていかがか、企画的に工夫が必要だ。
- ・登録人員が 42 名で利用者は半分程度だが、個別の事情があるので、一概に言えない。
- ・採点については大体「4 点」位で、「継続」とするのがいいのではないか。
- ・継続して事業の中身を充実していくよう努めるべきである。

#### イ ミニデイサービス支援事業補助金(保健福祉部 高齢者支援課)

(委員 D) 白樺町にある施設を使用する場合に対する助成か。ボランティア団体の組織があって、そこにも助成しているのか。

(担当課) ミニデイサービスとして、施設の維持管理費もこの事業の経費に含めているが、このサービス事業は各地域で高齢者の閉じこもり対策として行っている事業に対し助成している。

(委員 C) この他にもミニデイサービス支援事業があるのか。

(担当課) ありません。ボランティア団体全部が白樺町の施設を利用しているのではなく、基本的には各地域で実施しており、この施設は団地内の団体が利用している。

(委員 C) 11 団体の内訳、地区別にはどうなっているのか。北ガス(白樺町の施設)を利用している団体はどのくらいあるのか。

(担当課) ボランティア団体は、西の里地区に 2 団体、東部地区に 5 団体、団地地区に 3 団体、大曲地区に 1 団体ある。北ガスの利用は、団地地区のミニデイたんぼぼ、月一会の 2 団体です。地区の会館等を使用した場合は使用料を補助している。

(委員長) 利用者自身が自主的に運営している団体に、ボランティアがいるのは、どういうことか。

(担当課) 自主的にボランティア団体が運営している。

(委員 C) 団体を構成する何名かをボランティアと位置づけ、その費用を補助する内容なのか。  
(担当課) 基本的には、ミニデイサービスを実施する団体がボランティアの人数を申請して、その方達を対象に助成している。運営している方とミニデイに参加する方は別です。

(委員長) 老人クラブとの違いはどこにあるのか。

(担当課) 老人クラブは会員相互の活動をしており、ミニデイサービスは、サービスを受ける方々に登録していただき、事業に参加してもらう。

(委員 C) 平成 20 年度の実績では、登録ボランティア総数が 116 人となっているが、登録利用者総数の 298 人と重複していないのか。運営者の年齢は利用者と同一高齢者か。

(担当課) 重複していない。運営している方も高齢者の方が多いです。

(委員 B) 我々がボランティア活動をするということで、簡単に団体を作ることにはできるのか。呼びかけるときに、個人情報保護の関係でその情報は役所に聞かなければわからないのではないのか。それとも口コミで聞いて案内するのか。

(担当課) ボランティア団体を作ることができます。地域の高齢者に対する呼び掛けの積み重ねで募集している。

(委員長) いつも参加者は元気な人で、閉じこもりがちの人をどのようにして募集するのか。

(委員 B) いつも同じ人が参加しているようにしか見えない。閉じこもり老人に呼び掛けることは難しいのではないのか。

(担当課) 地域の高齢者同士の呼びかけの積み重ねが結果的に事業の展開になっている。事業に不参加の時は後でお宅を伺うとか、その様な地域のつながりが重要な事業である。

年に 7、8 人が孤独死で亡くなっています。今後増える可能性もあり、2 重 3 重にネットを張っていく必要があることから、このような事業はある面で育成していくことが必要ではないかと思っている。

(委員 B) 団体に入る場合の年齢的な制限はあるのか。実際の利用登録者 298 名の中に、閉じこもりがちだった方が参加してきて生きがいのある生活をしている方がいるのか。

(担当課) 年齢制限は無いです。そのようなアンケートや聞き取りをしていないのでわかりません。費用対効果では難しい部分もあるが、地域が一体となる部分の活動は重要だと思う。

(委員 C) 事業 1 回の参加者は 16、17 名位で、月に 3 回以上の回数になっている。それなりに有効な活動がされており、それに対する支援補助で非常に意味はあるのではないのか。

(委員長) パークゴルフやゴロッケーなどを趣味としている人だけが集まって実施していると誤解をされるのではないのか。

(担当課) 実施しているものには、茶話会、手芸、カラオケ、健康体操、健康麻雀、ダンス、絵手紙等があり、いろいろな催し物を企画しながら実施している団体が多い。

新しい人が入るのも大事ですが、ミニデイサービスが地域に継続して開催され、参加できるということが大事な部分だと思う。口コミでお互いに誘いあいながら参加している、そういう地道な活動を支援するという意味では、大事な事業だと思っている。

(委員 B) この 11 団体が連携しコンセプトを一緒にするなどして呼び掛けるという組織はあるのか。

(担当課) そこまでは組織していない、画一的な活動を期待している訳ではなく、あくまでも自主団体、自主運営と言うことで考えている。

(委員 C) その連携をもって繋がりを作るのは難しいのではないのか。

(委員 B) 市で補助しているので、共通の認識の中で実施することが必要ではないのか。写真クラブを作り、地域の人に呼び掛けて補助をもらうということでもいいのか。

(担当課) クラブそのものに対する助成ではなく、その中で一般の高齢者たちを集めて活動をすることに對する助成です。市としては事業内容を精査して補助を決定していく。意義付け、定義付けとして、条件を付ける形で実施する必要も出てくるのかなと、その辺は整理が必要かなと思う。

(委員長) ボランティアの方が、高齢者と一緒に参加して実施している団体と、運営だけを主体にしている団体との割合はどのくらいか。比率などは分かるのか。

(担当課) 上限を決めて参加者 3 人に対してボランティア 1 人と決めている。実際にはボランティアをしている方はその割合以上かもしれない。

(委員長) どんな人がお手伝いをしているのか。高齢だが比較的元気で仕事のない人とか、それとも若者なのか。

(委員 C) 推測だが、運営をしながら活動しているのが実態ではないか、要は世話人に対して費用を払っているのであって、世話人も一緒に諸活動をしているという捉え方になるのでは。

(担当課) そういう形もありますが、基本的には企画した人間と参加した人間とは違います。企画や運営をしようとする人達の部分について、1 人に 3 名以上の参加がないと助成されないの、企画運営する側と参加する側とは、事業の実施に当たって整理されていると思っている。

(委員長) 支払いの仕方ですが、どのようにしているのか。

(担当課) 今は 3 か月に 1 回、実績に合わせて個人にではなく、団体に支払いをしている。

(委員長) 団体の運営費に充ててもいいのですか。名目はボランティアに対するお金だが、団体でもらうのですか。

(担当課) 名目は、事業に対する助成で、補助金額の積算の仕方として計算しているだけです。運営費にしているのが殆どだと思っている。

市としては、実績報告に基づき助成をしている訳ですから、あくまでも指導する側と参加する側と言うことで事業が行われていると理解をしている。

(委員 C) 指導者届も出ているのですか。

(担当課) はい。毎回、何日の事業に参加者が何名でボランティアが誰誰で何人出席しているか確認をして団体に対して支払いをしている。

(委員 C) 例えばボランティア団体が事業を開催して、その時の指導者が 5 人登録されているが、3 人しか指導しなかったと、その 3 人の運営者分を事業の運営費として 3,000 円を団体に対して支払うということですね。

(担当課) はい。団体によっては、そのお金を運営費として使っているかもしれないし、個人に出しているかもしれません。

(補助金評価調書の採点について、委員側から点数が低いのではないかと質疑があり、担当課と議論された。)

(委員 A) 効果性のところで、先程から特定の者が参加しているのではないかという議論があって、市の方も 3 点としているが。

(担当課) 結果的に特定の者となっている場合がある。団体によって参加できる人数が決まっているので、結果的に制限されてしまうが、そういう部分で特定の者ということになるが、チャンス・機会で考えると誰でも参加できる。

(委員 C) 要件が具備されていれば、間口は広げていると言う捉え方から、その意味では別に特定の者ということにはならないと思う。各地区に団体があるので、特定の地域で特定の人

でないという捉え方で良いのかなと、ただ、登録者数が以外と少ないから、そういう意味では特定と言う意味合いもあって、3点にしているのかなと思う。

(委員 A) 事業目的が、引きこもりの方を出てくるようにするというのであれば、新規登録者を把握していないとのことであるが、事業評価の時にはそれが必要ではないか。1回登録した方が継続して参加することも、両方とも必要であって、新規も増えて、継続も増えていけば、当然良い要素が増えていく形になるかなと思う。

(委員 C) ミニデイサービスは、市民に周知されているのか。

(担当課) 毎年4月の広報に高齢者福祉事業を掲載しており、この中でミニデイサービスの紹介をしている。また、高齢者サービスガイドの中でミニデイサービスの紹介をしている。

(委員 C) これは配布されているのか。

(担当課) 65歳と75歳に到達したときに、民生委員が高齢者実態調査で訪問し、配布している。

(委員 D) 引きこもりの方を出すには、家族の後押しが必要です。だからもっと広い意味での市民への広報が必要だと思う。

(委員長) それは私も実感します。近所にそういう人がいましたので。

(担当課) 完全にひきこもった人を出すのは大変です。ただ、引きこもる前に地域のつながりの中で引き込まない方策をとることが大切であると考え。いろいろな意見をいただく中で、事業を改善し、広く市民に周知するとか、広く参加を求めるとか、そういうことも含めて、検討していきたい。

(委員 C) ボランティア団体はわずか11団体であり、もっと広げることを考えると、広く市民に周知できるような対応が必要である。

#### ○ 方向性の確認 ～ ヒアリング後の協議

- ・実質的な地域福祉活動である。高齢者の生きがいのある暮らしをサポートする取り組みで、活動内容も活発である。この事業に対する補助は、有効である。
- ・この事業の拡大化を考えるならば、もっと広報をして間口を広げて、広く高齢者に対しての閉じこもり防止、生きがい設定などを積極的に取り組んでもらいたい。
- ・担当課の採点は「31点」となっているが、「36・37点」でもいい。
- ・市民への浸透度合いが低いことから、市民に対してきちんと伝えることが必要である。
- ・新規登録者の把握はすべきである。
- ・市が補助しているので、きちっと組織するなり市の係りをもっときちっとすべきである。
- ・公平性について、馴染まないとして評価していないが、市民から誤解を招くことから説明すべきである。
- ・孤独死が何人いて、引きこもりの人が何人出てきたとか、それが難しいのであれば、せめて、新規登録が何人増えたとか、と言うのが最低限事業評価に必要なではないか。
- ・町内会の諸活動の延長的なものと同様に混同してしまう恐れはあるが、事業目的は明確であり、それに基づいた事業に取り組んでいることから継続である。
- ・類似事業的な団体が、これから増加するのであれば、整理の必要性がある。

## ウ 幼稚園就園奨励費補助金（保健福祉部 児童家庭課）

（委員 D）100 人位を除き殆どの方が対象になっている。もっと対象を広げるため、市町村民税の所得割課税額区分欄を 5 分割から 6 分割位にして全員に当たるようにしてはどうか。

（担当課）札幌市を除いて、道内の市町村は国の基準に準じて実施している。札幌市の場合には、5 番目までは変わらないのですが、更に 6 番目として、所得割の額が 210,000 円まで引き上げて札幌市として独自に下駄を履かせた制度にしている。

（委員 C）札幌市の 6 番目の部分は、国の補助は受けられず、全額市の負担ですか。

（担当課）そうです。

（委員 C）事務事業評価調書の評価の公平性は、評価の対象にしていないが、なぜなのか。

（担当課）扶助費的な補助金なので公平性の部分については、記載しておりません。名前は補助金となっていますが扶助費と考えた訳です。

（委員 A）183 千円と言う所得割ですが、サラリーマンの年収ですとどの位になるのか。7 百万円位ですか。

（事務局）扶養が 3 人とすれば、年収で 6 百万円から 7 百万円位だと思われま。

（委員 D）子ども手当か出てきたときには見直しをかけるのですか。

（担当課）子ども手当の関係については、まだ情報が来ていないので、何とも言えない。

（委員長）子ども手当については初年度が半額、しかも所得制限なしですから、

（委員 D）近隣市町村とは制度は変わらないということか。

（担当課）変わらないです。ただし、管内では新篠津村には幼稚園が無く実施していない。全道的にみると、53 市町村に幼稚園はありませんが、幼稚園がなくても 3 市町村で就園奨励を実施している例はあります。

（委員長）これは国の基準に基づいて実施しているの、市の独自性はないのですか。

（担当課）ありません。ただ財源内訳を見てわかりますように、平成 20 年度については、74,800 千円で国の補助金が 1/3 とはなっていません。国の補助は 1/3 以内となっていますので、補助金がどんどん下がってきているというのが最近の現状です。

市としては、「市長会」を通じて実績に応じて 1/3 の補助をするようにと要望をしているところです。

（委員長）それは市の財政事情にかかわらず一律ですか。

（担当課）はい。ただ、東京都内とか、政令市で交付税を受けていないところについては、1/4 補助となっている。

（委員 C）国庫補助限度額がありますが、従来条件と新条件ではどのように違うのか。

（担当課）従来条件は兄弟が幼稚園児にいる場合で、新条件は兄弟が小学校 1～3 年生にいる場合で、第 2 子以降が幼稚園に通っている場合になっています。

（委員 C）拡大されたということですね。

（担当課）そうです。

（委員 A）活動指標の減免率が 20 年度から 21 年度にかけて、90%から 95%に増えているのは所得が全体として減っているということなのか。

（担当課）今年の申請の割合でいいますと、対象が 846 人いるのですが、実際には、5%より減免される方は多いかと思われま。21 年度は見込みですので、実際は 5%以上になり、20 年度と変わりはないと思いま。

（委員 C）国の補助制度に基づいた形で実施していることから、この額を財政的な負担から落とすか上げるか、あげた分については当然市が負担することになりますし、或いは制度的な

- 捉え方で仕組みを変えるとか、考えられるとしたらそんなところですか。
- (担当課) 市としては、道内外も殆どこの基準で実施しているので、国の基準に準じた形で実施していこうと考えている。国からの補助金については、補助要綱の趣旨に基づいてもう少し上げていただきたいと重ねて要望していきたい。
- (委員 D) 国の補助金が上がってきた場合には、市の持ち出し分が増えるということですね。
- (委員長) 21 年度の補助金も減ることが予想されるのか。
- (担当課) 今のところは、ほぼ 20 年度と同様な数字で来ています。
- (委員長) 昨年は一般財源が 5 千 5 百万円で今年は 5 千万円と見込んでいるが、減れば昨年と同じ位になるということですね。
- (担当課) ただ申請数によっても変わります。現在は、対前年比 100 名位減っております。幼稚園から保育園へ子どもさんが流れているのではないかと、経済状況の関係で、両親とも働いている家庭が増えているのではないかと思います。
- (委員 A) 補助金評価調書で、効果性以外全部「5」と言う採点になっているが、効果性だけ「3」と言うのは何か意味があるのか。
- (担当課) 扶助費的な要素が強く、補助での事業奨励と違い、この部分で奨励して効果が出てくると言うよりは、扶助費的な要素から「3 点」と、それ以外については「5 点」とした。なかなか点数では表現しにくい事業であることをご理解願いたい。
- (委員 A) 必要性や適格性などは全く問題ないが、効果性だけ「3 点」と言うのは、違和感がある。
- (担当課) 本来的には「5 点」をつけたいところです。
- (委員 D) その効果によって子ども達を幼稚園に入れている部分がありますから。
- (担当課) 補助金となるとその事業奨励と言う形でどうしても考えてしまい、その部分でやや落として「3 点」とした。
- (委員長) 趣旨が少し違うよと理解した方がよい。
- (委員 D) 広く市民にいきわたり、特定者のみではないということは、皆さん子ども達を育ててきている訳で、何らかの補助金はもらってきている。

#### ○ 方向性の確認 ～ ヒアリング後の協議

- ・ 国に準じた形で実施しているので、特別に 6 段階を設定して欲しいという問題ではない。
- ・ 今後の国の政策によっては、これがどのように展開されていくかは、これからの問題で、評価は継続でいいのではないか。
- ・ 公益性、必要性、適格性は全部「5 点」で、効果性だけが「3 点」というのは気になる。
- ・ 補助の効果がないのかと言われると、扶助費的要素で補助金との性格が違い、奨励するという意味合いと全く違うものと理解するか。
- ・ 子ども手当を含めた国の制度改定に伴って柔軟な対応をすることが望まれる。